

第2回 岐阜県航空機・同附属品製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和6年10月7日（月）14:00～

岐阜合同庁舎5階共用第1会議室

平野賃金室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ第2回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、公益側代表委員の寺本委員が欠席されておりますが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>ここからは、青木部会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
青木部会長	<p>昨年から引続き部会長を務めさせていただきます青木と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>昨年度の航空機の審議については、金額についても労使合意には最終的には至りませんで、公益見解を多数決で決着したということです。その審議結果を踏まえて使用者側から、この点について、当初賃金改正の必要性なしとされたわけですが、航空機単独というよりは輸送用機器部門として整理統合したほうが良いのではないかという意見書の提出がありました。</p> <p>その後、労使双方の参考人の意見陳述等を経て、8月末の本審において、労働者側からの使用者側の話を聞きながら協議をしたいというお話がありまして、使用者側が再考した結果、賃金改正の必要性ありということで同じテーブルに着くということになりました。その際、使用者側から金額交渉ばかりの話し合いはしたくないということを出</p>

	<p>言されていきました。</p> <p>今年度は、そういう経緯を踏まえた審議になるかと思いますが、特定最低賃金については何度も言う必要はなく産業を支える、労使双方のイニシアティブに基づくものであるので、この場で労使が同じテーブルに着かれたことを大事にして双方率直な意見交換をして何とか合意点を見い出していきたいと思っております。</p> <p>できたら全会一致で決着を図りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただ今から、第2回岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事に入ります。</p> <p>はじめに、<b>議題1「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>事務局から御説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る公示による意見について説明いたします。</p> <p>令和6年8月22日付けで、最低賃金法第25条第5項の規定に基づく「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いました。が、意見書の提出はなかったことを報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>次に資料について御説明してください。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは説明します。</p> <p>資料No.1（1ページ）を御覧ください。</p> <p>岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する労働者側（岐阜県航空機関係単組最賃連絡会議）からの申出書です。</p> <p>申出書の記の4「申し出の理由」で、「賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数」は3,538人であり、「岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数」6,034人の59.4%</p>

	<p>を占めております。</p> <p>また、「最も低い労働協約の金額」は、1時間 1,206 円であり、「現在適用されている法定最低賃金額」1時間 1,031 円を 175 円 (17.0%) 上回っています。</p> <p>次に資料No.2 (3 ページ) は労働者側 (ケージーエム労働組合) から、資料No.3 (5 ページ) は使用者側 (川崎岐阜協同組合) から、それぞれ御提出いただいた意見書です。</p> <p>それでは読み上げます。</p> <p>(朗読)</p> <p>説明は以上です。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から他局の答申の情報があれば、御報告していただけますか。</p>
安藤室長補佐	<p>全国で、航空機・同附属品製造業の特定最低賃金は岐阜県のみを設定です。このため、関連業種としまして、航空機・同附属品製造業を含んで適用される輸送用機械器具製造業の答申状況を報告します。</p> <p>本日までに答申されたところは埼玉県と兵庫県の2県です。</p> <p>まず、埼玉県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,055 円、改定後 1,102 円、引上げ額 47 円、10月2日の本審で結審しております。</p> <p>次に兵庫県「輸送用機械器具製造業」、改定前 1,075 円、改定後 1,126 円、引上げ額 51 円、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により9月13日に全会一致で結審しています。</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>それでは、先程申し上げました経緯を踏まえて労使双方から本審議に望まれる基本的な考え方について御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側の御意見をお伺いいたします。</p>

	委員の方全員からいただければと思います。
村上委員	<p>それでは私の方からですが、先ほど説明があった通りでございますので、そちらを読み取り頂ければいいと思いますが、一方で民需の少し足踏み感もあるというふうに認識しておりますので、しっかりと労使で議論をさせて頂いて全会一致を目指して望みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
西脇委員	<p>私の方からも少し意見を述べさせていただきます。</p> <p>本来、航空機は特異な事業といったところで、その他産業とは一つ格が違うといったところを、それぞれ見ながらそれと合わせて、今、コロナが終わりウィズコロナというようなところで、コロナとともに業務が始まっているのですが、その中で業務が好調に上向ってきている状況ではあります。</p> <p>その時の人員の確保というところの観点も合わせ、意見の交換等できればと思っております。</p> <p>以上です。</p>
北島委員	<p>まずもって、この様なテーブルに着くことができていることを感謝申し上げます。</p> <p>また、私共も全会一致を目指しております。</p> <p>そのような観点に立って、もう一つ申し上げるとしましたら先ほども事務局からお話がありましたけれども、岐阜県にだけ存在する航空機という最低賃金、この重みについて今一度、考えながら、そして航空機特区というものも岐阜県には存在しておりますので、魅力ある産業としての航空機に相応しい賃金というものを一緒に考えていくことができれば良いなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使側の方からよろしく願いいたします。</p>

加藤委員

毎回審議に入っておりますけれども、今、人手不足というのは非常に大きいです。人が集まらない。なおかつ今の若い人たち 20 代、高校を卒業する 20 歳前後、25、26 位までの人たちは何にもやりたくないというのが基本的な考え。できるだけ休みが多くて、給料はそこそこで良い。ただ残業もやりたくない。ほとんどの高校生がそう思っています。残業があるところは行きたくないとか、休みが 120 日以下では全然対象外だとか、というようなことを言っております。なおかつ結婚している妻帯者とかは残業がやりたい。残業は 720 時間に区切られていると、本当は 1 年で 1,000 何時間とか残業をやってもよい人はいくらでもいます。ところがそういったものも規制してしまっているので、頭打ちで労働時間が減れば生産性も落ちますし、売上の方も減っていきます。これから航空機、民間機は多少なりとも上がっていくでしょうけれども、今、米国の航空機企業が体たらくなので民間機はそこまでは上がっていない状況、なおかつ防衛産業の方は防衛費が多く出て、やるところが無い位の量が出てくるだろうと言われておりますけど、生産量を消化するには、多分どこの会社も人手が足りないだろう、人手をどうするかというと自社の努力で最新設備、人手が要らない機械をどんどん投入してくと、我社も既に 1 台入れて、また 2 台連続で入ってきますけれども、今までと違って良い機械というのは、一人で段取りして 24 時間動きっぱなしというような機械も出てきております。これからは設備の面も考えていかないと最低賃金の方も上げたくても上げられなくなってくるので、どんどん人手不足をカバーしながら、なおかつ高度な技術で生産性を上げていくということで、これから専念しておりますけども、なお一層専念して、航空機は魅力があるなというイメージを今の高校生や大学生に持ってもらうことが大事だと思っておりますので、なお一層頑張っていきたいと思っております。

<p>川本委員</p>	<p>冒頭、青木委員の方から経緯について御説明を賜りましたけれども、本審が始まる当初は、航空機下請け中小企業団体の意見書を基に、改正決定の必要性なしという判断をさせて頂きました。その後、再審議の場で労働者側から要望、要請をいただいた事を受けて再協議をした結果、このテーブルには着くという判断をさせて頂いた訳でございます。その趣旨につきましては、厳しい経済状況といえますか航空産業を取り巻く経営環境、厳しいか厳しくないかの判断はさておき、非常に経営環境自体は変化しているということを踏まえて、単に賃金交渉、賃金アップ交渉の場ではなくて、例えばですけれども、親会社である航空機メーカー、下請である県内の中小集積の企業、同企業群、この親子関係をベースに成り立ってきた業界ではございますけれども、適正な価格転嫁がよりされるためには、どうしたらいいのか、という問題であるとか、若干今、円高に振れてきた訳ですが、米国の航空機企業との関係もあり収益がどう変わるのか、人手不足は永遠のテーマですけれども、下請、中小企業群は人が取れない中で、どういう体制を組めばいいのか、ここは多分、大企業と中小企業の格差が、すごく大きく出ているところであろうと思います。そういったことで色々な経営状況、要素の共通認識を持てる場であれば、この最低賃金の審議の場もより生きるのかなということ踏まえての作業ということでございます。そういった金額のみに終始しない話し合いといいましょいか、そういった共通認識を持てる場であってほしいということの期待を申し上げたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮尾委員</p>	<p>社会的・世間的に賃金上昇は言われており、航空機だけではなくて、埼玉県、兵庫県ではかなりのアップ率というところで、このへんに高さを開かれてしまう懸念する点ではあるんですけれども、航空機業界というところでは確かに、将来的には良い兆しが見えるものの、米国の航空機企</p>

	<p>業の関係ですとか、色々な要因がありまして、かなり楽観視できない状況かなとなっておりますので、その辺は慎重に考えていく必要があるのかなと思います。</p> <p>今日は資料を忘れましたが、前回もらった資料の中に、最低賃金適用できなかった企業の割合が、結構増えていたように思いますので、上げられるとこだけ上げる、ついてこれない企業が増えるのは少し問題なのかなと感じておりますので、そのへん含めて協議できたらと思います。</p> <p>後、ロボット化とかの話もありますけど、そうなってくると必要な人材というのが種類によって変わってくると思いますので、そういったところをロボットを適用するそこを考える人材を問わず労使で考えていくテーブルなのかなと思います。</p> <p>以上です。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、労使双方から基本的な御意見、経営状況等をお聞きしました。補足等、追加で何か御意見はありますでしょうか。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
北島委員	<p>特にございません。</p>
青木部会長	<p>使用者側いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>ございません。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより個別にお話を伺いたいと思います。まずは、公労の二者協議から始めます。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>各側との個別協議</p>	

青木部会長

それでは、公労使三者の審議を再開いたします。  
ただ今、労使双方から個別に御意見を伺いました。  
整理してみますと、労働者側は民需の足踏み感があること、それから先ほど使用者側からの経営者サイドの意見を尊重した上でという御意見でした。

具体的な提示金額としては、現行 1,031 円のプラス 46 円の 1,077 円を提示されました。これは愛知県の地域別最低賃金 1,077 円と同じ金額になります。理由としては、愛知県への人材流失を防ぐといった意味合いを込めていらっしゃいました。

一方、使用者側は金額提示を求めた結果、プラス 1 円を提示されました。理由としては航空産業の裾野はかなり広く地域別最低賃金に対する未満率が増えているという状況の中で、一番小さい弱い所に目配りをする必要があるということが一つ、それから今回ご存じの通り個別協議においては、双方の私共が聞いた提示金額は申上げないということがルールですので、その中での話し合いでしたが労側の提示金額が判らない中で、交渉の原則としては、まずプラス 1 円から始めたい、今日については、というお話をされました。

今日の段階では、プラス 1 円とプラス 46 円ですので昨年同様開きがありますが、双方金額を提示されましたので、次回以降でも結構ですが、何か補足で双方お聞きしたい点、お伺いしたいこと等ありましたらお聞きしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

村上委員	<p>特に補足というところではないのですが、今日実質的な協議が始まったところですので、使用者側の意見も十分踏まえた上で、第3回で着地点を見いだせればと思っていますので、まずはスタートということで私たちも理解させていただきましたので、労働者側も一応金額は提示させていただきましたけども、まずはスタートということで御理解いただければと思います。</p>
青木部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>特にございません。</p>
青木部会長	<p>それでは今の御意見等を踏まえて持ち帰り、次回に臨みたいと思います。いずれにしても特賃は労使協力して話し合いをして生産性を上げていくということ、そして岐阜県の航空産業を発展を目指すということが趣旨ですので、先程双方がおっしゃいました全会一致に向けて努めていきたいと思ひます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、<b>議題2「その他」</b>ですが、事務局から何かありましたら、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>特に予定している議題はありません。</p>
青木部会長	<p>それでは、本日の専門部会は、これをもちまして閉会いたします。</p> <p>次回は、10月16日(水)午後1時30分から、会場は本日と同じく5階共用第1会議室で開催いたします。</p> <p>お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>